

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(保育料及び預かり保育料の納付)</p> <p>第 3 条 <u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者は、幼稚園の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年芦屋市条例第 〇〇 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する保育料及び同項第 2 号に規定する預かり保育料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(保育料、<u>預かり保育料及び入園料</u>)</p> <p>第 3 条 <u>保育料、預かり保育料及び入園料は、別に条例でこれを定める。</u></p>

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(保育料及び<u>延長保育料</u>の納付)</p> <p>第 6 条 <u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年芦屋市条例第 〇〇 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する保育料及び同項第 3 号に規定する延長保育料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(保育料の納付)</p> <p>第 6 条 <u>入所の承諾を受けた者は、法令の定めるところにより、保育費用を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の費用は、その負担能力に応じて市長がこれを定める。ただし、市長において負担能力がないと認められた者については、これを免除することができる。</u></p> <p>3 <u>費用は、これを還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときはこの限りでない。</u></p>

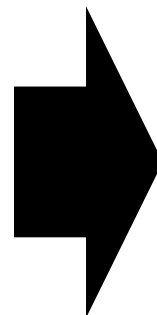
保育料月額（案） 【1号認定子ども】

満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料

現 行

公立幼稚園
<p>◆保育料月額：9,500円（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入園料：1万円（別途） • 保育料減免制度 <ul style="list-style-type: none"> ①全額免除となる世帯：〔対象〕生活保護世帯及び市町村民税所得割非課税世帯 ②半額免除となる世帯：〔対象〕市町村民税所得割額59,000円以下の世帯 • 公立幼稚園就園奨励費制度（平成26年度基準） <ul style="list-style-type: none"> <第2子>（小学校3年生までに兄・姉が1人いる園児） ○年額40,000円支給：〔対象〕所得制限なし <第3子以降>（小学校3年生までに兄・姉が2人以上いる園児） ○年額79,000円支給：〔対象〕所得制限なし

私立幼稚園
<p>◆保育料月額：各園が独自に設定（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入園料：各園が独自に設定（別途） • 私立幼稚園就園奨励費制度（平成26年度基準） <ul style="list-style-type: none"> <第1子>（小学校3年生までに兄・姉がいない園児） ①年額308,000円支給：〔対象〕生活保護世帯 ②年額199,200円支給：〔対象〕市町村民税所得割非課税世帯 ③年額115,200円支給：〔対象〕市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯 ④年額62,200円支給：〔対象〕市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯 <第2子>（小学校3年生までに兄・姉が1人いる園児） ○所得階層に応じ年額154,000円～308,000円支給：〔対象〕所得制限なし <第3子以降>（小学校3年生までに兄・姉が2人以上いる園児） ○年額308,000円支給：〔対象〕所得制限なし



改 正 案

階 層		推定年収	保育料月額 （入園料込）	
			国基準 （上限）	市 （公立・私立）
A	生活保護世帯等	—	0円	0円
B	市町村民税所得割非課税世帯*1	～270万円	3,000円	2,000円
C1	市町村民税所得割の額 77,100円以下	～360万円	16,100円	6,500円
C2	市町村民税所得割の額 211,200円以下	～680万円	20,500円	10,000円
C3	市町村民税所得割の額 301,000円以下	～930万円	25,700円	12,000円
C4	市町村民税所得割の額 301,001円以上	930万円～	25,700円	15,000円

*1 B階層で、母子世帯若しくは父子世帯、障がい者若しくは障がい児と生計を一にする世帯又はその他の世帯（生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯）は、保育料を0円とする。

- 小学校3年生までの子どもで、最年長の子どもから順に2人目の園児は半額、3人目以降の園児は無料とする。
- 新制度に移行しない従来型の私立幼稚園に係る保育料体系は現行どおり。

保育料月額（案） 【1号認定子ども（経過措置）】

公立幼稚園における在園児の保育料経過措置

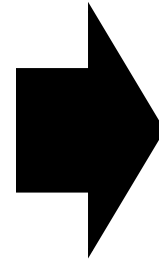
下記のとおり現行の利用者負担と同水準の負担となるように経過措置を設ける。
対象者：平成27年度に在園する5歳児（平成27年3月31日に在園し、引き続き就園する園児）

現 行

階 層	推定年収	保育料月額 (入園料別)	
		減免制度による 減額金額	実質負担額
生活保護世帯等	—	9,500円	0円
市町村民税所得割非課税世帯	～270万円	9,500円	0円
市町村民税所得割額 59,000円以下	～310万円	4,750円	4,750円
市町村民税所得割額 59,001円以上	310万円～	0円	9,500円

経過措置 (平成27年度)

階 層		推定年収	保育料月額 (入園料別)
A	生活保護世帯等	—	0円
B	市町村民税所得割非課税世帯	～270万円	0円
C1	市町村民税所得割の額 59,000円以下	～310万円	4,750円
C2	市町村民税所得割の額 59,001円以上	310万円～	9,500円



- ・入園料：1万円（別途）
- ・保育料減免制度
 - ①全額免除となる世帯：〔対象〕生活保護世帯及び市町村民税所得割非課税世帯
 - ②半額免除となる世帯：〔対象〕市町村民税所得割額59,000円以下の世帯
- ・公立幼稚園就園奨励費制度（平成26年度基準）
 - <第2子>（小学校3年生までに兄・姉が1人いる園児）
 - 年額40,000円支給：〔対象〕所得制限なし
 - <第3子以降>（小学校3年生までに兄・姉が2人以上いる園児）
 - 年額79,000円支給：〔対象〕所得制限なし

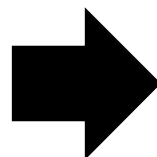
- ・ 小学校3年生までの子どもで、最年長の子どもから順に2人目の園児は半額、3人目以降の園児は無料とする。

保育料月額（案） 【2号認定子ども】

満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

現 行

階 層		推定年収	保育料月額	
			国基準 (上限)	市
A	生活保護世帯等	—	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯*1	～260万円	6,000円	5,000円
C	市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円	9,000円
D1	所得税の額15,000円未満	～400万円	27,000円	13,500円
D2	所得税の額40,000円未満	～470万円		22,000円
D3	所得税の額63,000円未満	～535万円	41,500円	28,000円
D4	所得税の額103,000円未満	～640万円		30,000円
D5	所得税の額241,000円未満	～810万円	58,000円	32,500円
D6	所得税の額413,000円未満	～930万円		34,000円
D7	所得税の額734,000円未満	～1,130万円	77,000円	37,000円
D8	所得税の額734,000円以上	1,130万円～	101,000円	41,000円



改 正 案

階 層		推定年収	保育料月額*2	
			国基準 (上限)	市
A	生活保護世帯等	—	0円	0円
B	市町村民税所得割非課税世帯*1	～260万円	6,000円	5,000円
C1	市町村民税所得割の額48,600円未満	～330万円	16,500円	9,000円
C2	市町村民税所得割の額67,500円未満	～400万円	27,000円	13,500円
C3	市町村民税所得割の額97,000円未満	～470万円		22,000円
C4	市町村民税所得割の額125,500円未満	～535万円	41,500円	28,000円
C5	市町村民税所得割の額169,000円未満	～640万円		30,000円
C6	市町村民税所得割の額251,000円未満	～810万円	58,000円	32,500円
C7	市町村民税所得割の額301,000円未満	～930万円		34,000円
C8	市町村民税所得割の額397,000円未満	～1,130万円	77,000円	37,000円
C9	市町村民税所得割の額397,000円以上	1,130万円～	101,000円	41,000円

*1 B階層で、母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯又はその他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）は、保育料を0円とする。

• 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園等を利用している場合、最年長の児童から順に2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料とする。

*1 B階層で、母子世帯若しくは父子世帯、障がい者若しくは障がい児と生計を一にする世帯又はその他の世帯（生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯）は、保育料を0円とする。

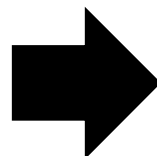
*2 保育短時間における保育料は上記保育料の1.7%を減じた額とする。
• 同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園等を利用している場合、最年長の子どもから順に2人目の子どもは半額、3人目以降の子どもは無料とする。

保育料月額（案） 【3号認定子ども】

満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

現 行

階 層		推定年収	保育料月額	
			国基準 (上限)	市
A	生活保護世帯等	—	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯 *1	～260万円	9,000円	5,500円
C	市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円	9,500円
D1	所得税の額15,000円未 満	～400万円	30,000円	15,000円
D2	所得税の額40,000円未 満	～470万円		25,500円
D3	所得税の額63,000円未 満	～535万円	44,500円	35,500円
D4	所得税の額103,000円未 満	～640万円		43,500円
D5	所得税の額241,000円未 満	～810万円	61,000円	54,500円
D6	所得税の額413,000円未 満	～930万円		60,000円
D7	所得税の額734,000円未 満	～1,130万円	80,000円	71,000円
D8	所得税の額734,000円以 上	1,130万円～	104,000円	89,000円



改 正 案

階 層		推定年収	保育料月額*2	
			国基準 (上限)	市
A	生活保護世帯等	—	0円	0円
B	市町村民税所得割非課税 世帯*1	～260万円	9,000円	5,500円
C1	市町村民税所得割の額 48,600円未満	～330万円	19,500円	9,500円
C2	市町村民税所得割の額 67,500円未満	～400万円	30,000円	15,000円
C3	市町村民税所得割の額 97,000円未満	～470万円		25,500円
C4	市町村民税所得割の額 125,500円未満	～535万円	44,500円	35,500円
C5	市町村民税所得割の額 169,000円未満	～640万円		43,500円
C6	市町村民税所得割の額 251,000円未満	～810万円	61,000円	54,500円
C7	市町村民税所得割の額 301,000円未満	～930万円		60,000円
C8	市町村民税所得割の額 397,000円未満	～1,130万円	80,000円	71,000円
C9	市町村民税所得割の額 397,000円以上	1,130万円～	104,000円	89,000円

*1 B階層で、母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯又はその他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）は、保育料を0円とする。

・ 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園等を利用している場合、最年長の児童から順に2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料とする。

*1 B階層で、母子世帯若しくは父子世帯、障がい者若しくは障がい児と生計を一にする世帯又はその他の世帯（生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯）は、保育料を0円とする。

*2 保育短時間における保育料は上記保育料の1.7%を減じた額とする。

・ 同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園等を利用している場合、最年長の子どもから順に2人目の子どもは半額、3人目以降の子どもは無料とする。

幼稚園等に係る預かり保育料（案）

【私立幼稚園・認定こども園】

各園が額を定める。 ※実施日・利用可能時間についても各園が定める。

【公立幼稚園】

区 分	預かり保育料	利用可能時間
春季・夏季及び冬季の休業日	日額800円	9時～16時30分
上記以外の日	日額400円	通常保育終了後～16時30分

※以下の世帯は預かり保育料を徴収しない。

①生活保護世帯等 ②市町村民税非課税世帯のうち、母子世帯若しくは父子世帯、障がい者若しくは障がい児と生計を一にする世帯又はその他の世帯（生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯）

〔変更点〕

預かり保育料の減額に係る取扱い ※保育所の延長保育事業の取扱いに準ずる。

（現 行）全額免除となる世帯：生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯

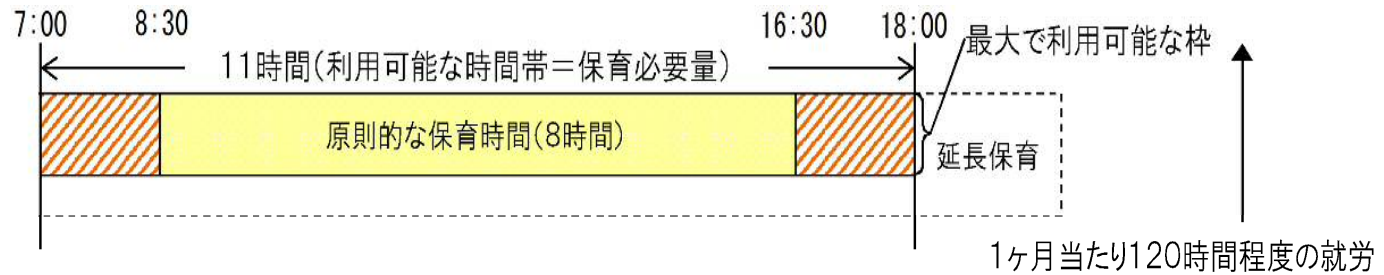
半額免除となる世帯：市町村民税の所得割額が59,000円以下の世帯

（改正案）徴収しない世帯：①生活保護世帯等②市町村民税非課税世帯のうち、母子世帯若しくは父子世帯、障がい者若しくは障がい児と生計を一にする世帯又はその他の世帯（生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯）

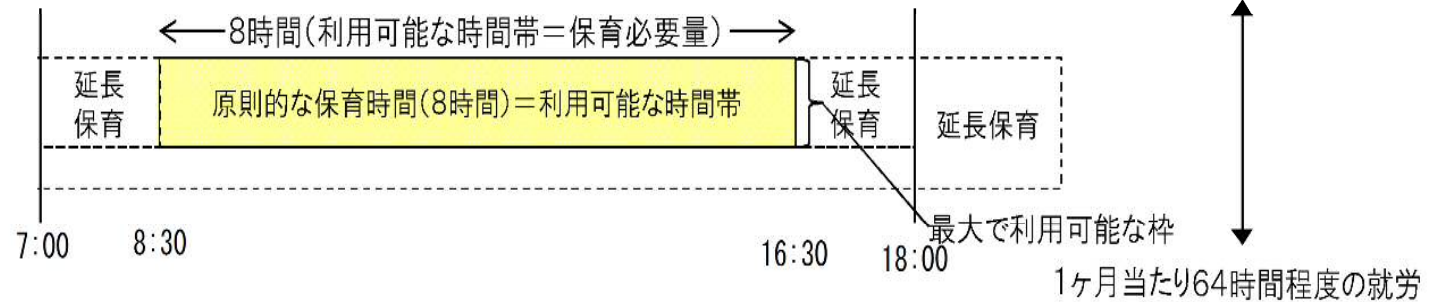
なお、経過措置として、平成27年度に在園する5歳児（平成27年3月31日に在園し、引き続き就園する園児）に係る預かり保育料については、現行の減額基準を準用する。

延長保育事業について

【保育標準時間】



【保育短時間】



※ 開所時間内(7:00~18:00)における「保育短時間」の延長保育料は、「保育短時間」の保育所保育料との合計が「保育標準時間」における保育所保育料までを上限とする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する減額及び免除の概要について

保育料の減額及び免除の対象となる基準及び減免額は、次のとおりとする。

基準	減免額
<p>(1) 災害等により、現に居住している住宅に被害を受けたとき。</p> <p>ア 全焼，全壊，流出など住宅の修復が困難なとき。</p> <p>イ 半焼，半壊，床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき。</p>	<p>保育料の100%の額</p> <p>保育料の50%の額</p>
<p>(2) 失業等により、保育料の納期の属する年分の所得（*1）が著しく減少し、納付が困難と認めるとき。</p> <p>ア 所得の減少割合（*2）が80%以上のとき。</p> <p>イ 所得の減少割合（*2）が50%以上80%未満のとき。</p>	<p>保育料の50%の額</p> <p>保育料の30%の額</p>

*1 譲渡所得及び一時所得を除く。

*2 所得の減少割合とは、次の算式により算出される割合をいう。

(保育料の算定の基礎となった年分の所得の額－保育料の納期の属する年分の所得の額) / 保育料の算定の基礎となった年分の所得の額 × 100 (%)